

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片 山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)	
地域名 (地域内農業集落名)	中粕地区 (中粕)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月11日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化が進み、土地の維持管理が困難な状態にある。若い方にお願ひすれば良いが、多額の資本が必要であり、農業での年間の生活費は無理である。勤めておれば米生産の200俵から300俵の収入があるため。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後担い手育成を考えても、現状の米価では私たちの地区では廃業する方が多いと思われる。当地区では湿田が多く作物の転換等は不可能である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を基本に、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地権者が地元を離れているため、話ができない状況にある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の意向、受け手の確保が調整できれば、農地中間管理機構を活用して農地の賃貸借を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
全体の6割程度整備済である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
離農者や後継者不在者の農地を地域内の担い手へ継承することを基本としつつ、必要に応じて地域外からの多様な経営体の参入も検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がいないため地域の担い手や若手の農業者が作業の一部を受託するなどしており、今後も地域全体での取組みが必要である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策に取り組んでいるが高齢のため今後管理ができるかどうか不安がある。
 ⑦ため池があり草刈等の保全管理を行う体制づくりをする。